



社会保険労務士事務所

あおぞらコンサルティング

あおぞらLetter

〒101-0048

東京都千代田区神田司町2丁目4-2 小山ビル5F

電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276

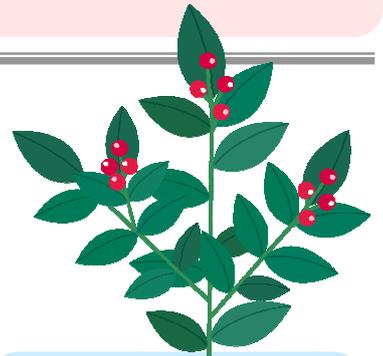
担当: 佐藤

## 新年 明けましておめでとうございます

今年は、景気回復に期待が高まる2014年。あおぞらコンサルティングは4月に7年目を迎えます。開所から常に「チャレンジ&行動」を心がけ突き進んでまいりましたが、今年は昨年拡大することができた業務の定着および改善に取り組みながら、数年にわたり課題としてきました「組織づくり」にしっかり取り組み、結果を出す年にしたいと考えております。

具体的には、今まで培ってきたしくみとノウハウをもとによりよいサービスを提供するために外部の資源も活用し、業務改善に取り組み、OJT、OffJTを組み合わせ職員の育成も強化をしてまいります。サービスでは、従来どおり、給与計算・社会保険手続き等から、就業規則・人事制度等の社内ルールの整備、労務トラブルの対応等までトータル的にサービスを行い、「人」に関するお悩み事を受け身にならず、積極的に解決してまいります。また、企業に向けた介護支援事業では従業員向け介護セミナー等のほか、企業内インストラクターの育成、在宅勤務制度の導入などにも力を入れていきたいと考えております。介護の現状を知り、労務管理、勤怠管理、制度構築、規程作成で実績のある弊所の強みを生かした介護支援サービスの提供をしてまいります。

総勢8名余りとなった事務所の力を結集し、今年も昨年までの成果と来年へつなげるため、お客様へよりよいサービスをご提供してまいります。本年もご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



### ●サービス内容

- ・各サービス品質の向上
- ・トータルサービスの充実
- ・介護関連サービスの拡充

### ●事務所の体制

- ・組織作り
  - \*職務権限の見直し
  - \*管理体制の見直し
  - \*業務体制の見直し
- ・人材育成の強化

## ●今後の法改正の動き ~今後の法改正の動向をご紹介致します~

### ●産休期間中の社会保険料免除等 ~平成26年4月1日~

- ・育児休業同様、産前産後休業中の社会保険料が免除されます
- 4月30日以降に産休終了者から対象となり、4月の保険料から免除となります

### ●高齢者健康保険窓口負担割合の変更 ~平成26年4月1日~

- ・高齢者（70~74歳）の医療費窓口負担が1割から2割へ変更となります

### ●遺族基礎年金父子家庭への支給 ~平成26年4月1日~

- ・遺族基礎年金の男女格差が解消され、父子家庭にも支給となります

### ●厚生年金基金制度の見直し等

- ・平成26年4月1日（予定）より厚生年金基金について他の企業年金制度への移行を促進しつつ、特例的な解散制度の導入等が行われます
- その他詳細は <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kousei/dl/kaisei01.pdf>

### ●男女雇用機会均等法施行規則等改正 ~平成26年7月1日~

- ・すべての労働者の募集・採用、昇進、職種変更に当たり、合理的な理由もなく転勤要件を設けることは「間接差別」に該当し、禁止されます



※その他 雇用保険の育児休業給付金の増額や、教育訓練給付の拡充について、平成26年の通常国会で審議される予定です

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277